

平成24年 壱岐市議会定例会 12月議会 議録(第2日)

議事日程(第2号)

平成24年12月11日 午前10時00分開議

日程第1	報告第15号	平成24年度壱岐市一般会計補正予算(第6号)の専決処分の報告について	質疑、報告済み
日程第2	報告第16号	平成23年度壱岐クリーンエネルギー株式会社に係る経営状況の報告について	質疑なし、報告済み
日程第3	議案第86号	和解及び損害賠償の額の決定について	質疑なし、委員会付託省略 本会議・可決
日程第4	議案第87号	和解について	質疑なし、委員会付託省略 本会議・可決
日程第5	議案第88号	長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について	質疑なし、 厚生常任委員会付託
日程第6	議案第89号	壱岐市過疎地域自立促進特別事業基金条例の制定について	質疑、 総務文教常任委員会付託
日程第7	議案第90号	壱岐市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について	質疑、 総務文教常任委員会付託
日程第8	議案第91号	八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約の変更について	質疑、 産業建設常任委員会付託
日程第9	議案第92号	平成24年度壱岐市一般会計補正予算(第7号)	質疑なし、 予算特別委員会付託
日程第10	議案第93号	平成24年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	質疑なし、 厚生常任委員会付託
日程第11	議案第94号	平成24年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)	質疑、 産業建設常任委員会付託
日程第12	議案第95号	平成24年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第2号)	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第13	議案第96号	成24年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算(第1号)	質疑なし、 厚生常任委員会付託
日程第14	議案第97号	平成24年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算(第2号)	質疑なし、 総務文教常任委員会付託
日程第15	議案第98号	平成24年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算(第2号)	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第16	議案第99号	平成24年度壱岐市病院事業会計補正予算(第1号)	質疑なし、 厚生常任委員会付託
日程第17	議案第100号	平成24年度壱岐市水道事業会計補正予算(第1号)	質疑、 産業建設常任委員会付託
日程第18	陳情第4号	義務教育費国庫負担制度の堅持に関する陳情	総務文教常任委員会付託

本日の会議に付した事件
(議事日程第2号に同じ)

出席議員(20名)

1番 久保田恒憲君	2番 呼子 好君
3番 音嶋 正吾君	4番 町田 光浩君
5番 小金丸益明君	6番 深見 義輝君
7番 町田 正一君	8番 今西 菊乃君
9番 市山 和幸君	10番 田原 輝男君
11番 豊坂 敏文君	12番 中村出征雄君
13番 鷓瀬 和博君	14番 榊原 伸君
15番 久間 進君	16番 大久保洪昭君
17番 瀬戸口和幸君	18番 牧永 護君
19番 中田 恭一君	20番 市山 繁君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 榊崎 文雄君	事務局次長 米村 和久君
事務局係長 吉井 弘二君	事務局書記 村部 茂君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	中原 康壽君
副市長	山下 三郎君	教育長	久保田良和君
総務部長	眞鍋 陽晃君	企画振興部長	堀江 敬治君
市民部長	川原 裕喜君	保健環境部長	斉藤 和秀君
建設部長	原田憲一郎君	農林水産部長	後藤 満雄君
教育次長	堤 賢治君	消防本部消防長	小川 聖治君
病院部長	左野 健治君	総務課長	久間 博喜君
財政課長	西原 辰也君	会計管理者	土谷 勝君

午前10時00分開議

議長（市山 繁君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、御報告いたします。

ただいまの出席議員は20名であり、定足数に達しております。

これより議事日程表第2号により本日の会議を開きます。

日程第1．報告第15号～日程第2．報告第16号

議長（市山 繁君） 日程第1、報告第15号平成24年度壱岐市一般会計補正予算（第6号）の専決処分の報告について及び日程第2、報告第16号平成23年度壱岐クリーンエネルギー株式会社に係る経営状況の報告についての2件を議題とし、これから質疑を行います。

初めに、報告15号平成24年度壱岐市一般会計補正予算（第6号）の専決処分の報告について質疑を行います。質疑の通告がありますので、これを許します。2番、呼子好議員。

議員（2番 呼子 好君） 皆さんおはようございます。通告をいたしておりました件につきまして答弁をお願いしたいと思っています。

まず、県下の前回の衆議院選挙の開票時間あるいは従事者の勤務等につきましての答弁をお願いしたいと思っておりますが、これは、2010年の参議院選挙のランキングが私の手元にありますが、これに対する御答弁をお願い申し上げたいと思っております。

議長（市山 繁君） 総務課長。

総務課長（久間 博喜君） おはようございます。それでは、壱岐市選挙管理委員会書記長を兼務しておりますので、私のほうから2番、呼子議員の御質問にお答えをさせていただきます。

本市の今回の12月16日執行の衆議院議員総選挙における開票時間につきましては、前回平成21年8月執行の衆議院議員選挙投開票結果をもとに、開票開始時間を午後8時とし、小選挙区開票終了を午後9時30分、所要時間を1時間30分を目標としております。これは、前回の本市の開票時間が1時間35分で、県内の市の中でトップでございましたが、今回はさらに目標を高く掲げているところでございます。

また、開票事務従事者につきましても、前回は84名で従事をいたしましたが、今回は80名に減らしつつ、関係者皆様の御協力をいただきながら、目標達成に向けて選挙事務を進めてまいります。

期日前投票につきましては、12月5日から既に始まっておりますが、期日前投票所は各支所の4カ所に設置をしております。各支所の期日前投票所には、投票管理者1名、投票立会人2名、事務従事者を3名から6名、4カ所合わせて17名を配置し、厳正、公正な事務が執行できる体

制をとっております。

県内の類似市との比較でございますが、まず開票開始時間でございますが、平戸市、松浦市は本市と同じ午後8時から、対馬市は午後8時30分からとなっております。小選挙区開票終了時刻を午後10時半から午前0時の間に各市それぞれ予定をされております。いずれも投票日当日の投票終了時刻を午後6時までの繰り上げ投票としておりますので、午後8時からの開票となっております。

期日前投票箇所につきましては、島原市が2カ所、平戸市が8カ所、松浦市が3カ所、対馬市が6カ所、五島市が8カ所となっております。その事務従事者は1カ所当たり平均で2人から14人、それぞれ各市の投票区の選挙人登録者数に応じて異なっております。期日前立会人は、各市1カ所当たり2名となっております、本市と同じでございます。

開票に係る所要時間は、冒頭申し上げましたとおり、前回衆議院選挙において小選挙区の開票所要時間で、本市が1時間35分でトップ、島原市が2時間15分、平戸市が2時間45分、対馬市が2時間15分、五島市が2時間55分でありました。開票に係る事務従事者数は、前回、本市が84人、島原市が58人、平戸市が95人、対馬市が93人、五島市が66人でありました。

以上が、衆議院議員総選挙における本市の体制と県内の類似市との比較でございます。以上です。

議長（市山 繁君） 呼子議員。

議員（2番 呼子 好君） ありがとうございます。できれば今の数字を資料として出してもらえれば助かりますが。一番県内で早く発表ができるとということには大変感謝をしておるわけですが、要は費用対効果、人員がかなり多くて速い、あるいは人員が少なくて遅いという、そういう費用対効果もあるわけでございますので、検討をお願いしたいなというふうに思っております。

それと今回のこの報告の中での開票立会人の報酬が出ておりますが、これは類似団体と同じという状況でございますが、これは金額等については一律だろうというふうに思っておりますので、もし違えば答弁をお願いしたいと思います。

それともう一つは、最高裁の裁判官の審査がありますが、これについては期日前投票と少し日にちが少ないという状況でございますので、できれば、これは壱岐市だけでは無理と思いますが、同じ14日なら14日間でやるというふうにしたほうが、また再度裁判官の審査に行くよりもというふうな私自身思っておるわけでございますので、これも上部団体のほうに進言してもらえばというふうに思っております。

以上でございます。

議長（市山 繁君） 久間総務課長。

総務課長（久間 博喜君） 呼子議員の御質問にお答えをいたします。

選挙の開票事務の効率化とスピードアップについては多くの自治体に取り組んでおりまして、本市においても、開票台、候補者ごとの分別容器、職員配置等に工夫をしながら鋭意努力をしております。

先ほど言われました、早稲田大学のマニフェスト研究所が調査した2010年の参議院の開票効率ランキングというのが、新聞で報道されております。県内各市のデータ比較がされておりましたが、所要時間全国ランクでは、壱岐市が県内トップでありました、参議院選のときは。

しかしながら、効率性のランクは全国ランクの中で県内では佐世保市、諫早市、南島原市、大村市、島原市、西海市、平戸市が壱岐市より上位でございます。その状況の分析をいたしましたところ、いずれの自治体も開票の際に自動読取機を導入しておりまして、機械化による効率化を図っているところございました。現在、13市中7市が自動読取機を持っております。これは参考までということで、とりあえず購入額が1台400万円ということをお聞きをしております。一応効率化については、こういう機械化も図って、各市に取り組んでいるという状況の御報告をさせていただきます。

それと、投票立会人の報酬につきましてでございますけれども、これは国会議員の選挙等の執行経費の基準に係る法律の単価によって算定をしておりますし、本市の壱岐市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の中で規定をしております。ですから、ここの部分については、投票所の開所時間に合わせて、国の基準を時間単価で案分をしております。各種取り扱いについては、多少異なっておりますけれども、基本は国の示す単価による算定ということでございます。

次に、最高裁判所の裁判官の期日前審査の分の期日前期間が、衆議院の投票と異なっているということでございます。今回も衆議院議員の期日前投票は、12月の5日から開始をしております。最高裁のほうは12月9日からということで、この間投票に来られた方が最高裁の分を後回し、2回投票所に足を運ぶというようなことにもなります。この点につきましては、議員さん言われるとおり、県内の局長会議等もございまして、その折に国等に対して要望活動をしていくように話をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（市山 繁君） ようございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）

以上で、通告による質疑を終わります。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで報告第15号に対する質疑を終わります。

次に報告第16号平成23年度壱岐クリーンエネルギー株式会社に係る経営状況の報告について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで報告第16号に対する質疑を終わります。
以上で、2件の報告を終わります。

日程第3．議案第86号～日程第4．議案第87号

議長（市山 繁君） 次に、日程第3、議案第86号和解及び損害賠償の額の決定について及び日程第4、議案第87号和解についての2件を議題とし、これから質疑を行います。

初めに、議案第86号和解及び損害賠償の額の決定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第86号の質疑を終わります。

次に、議案第87号和解について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、議案第87号の質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第86号和解及び損害賠償の額の決定について及び議案第87号和解については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。よって、議案第86号和解及び損害賠償の額の決定について及び議案第87号和解については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論、採決を行います。

議案第86号和解及び損害賠償の額の決定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第86号について採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第86号和解及び損害賠償の額の決定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第87号和解について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第 87 号について採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第 87 号和解については、原案のとおり可決されました。

日程第 5 . 議案第 88 号 ~ 日程第 8 . 議案第 91 号

議長（市山 繁君） 次に、日程第 5、議案第 88 号長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約についてから、日程第 8、議案第 91 号八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約の変更についてまで 4 件を議題とし、これから質疑を行います。

初めに、議案第 88 号長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第 88 号の質疑を終わります。

次に、議案第 89 号壱岐市過疎地域自立促進特別事業基金条例の制定について質疑を行います。質疑はありませんか。

町田正一議員。

議員（7 番 町田 正一君） 今度は、過疎地域自立促進特別事業基金はソフト事業にも運用できるということで新たに創立したわけですが、第 5 条にいう、市長は財政上必要があると認めるときは確実な払い戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰りかえて運用することができるというふうになっていますが、この歳計現金とは何かよくわからないので、これの御説明をお願いします。

議長（市山 繁君） 山下副市長。

副市長（山下 三郎君） 歳計現金の考え方ですが、歳計内資金と歳計外資金という言葉がございます。歳計現金につきましては、例えば使用料とか、負担金とか、いわゆる市で管理する金のことを歳計現金ということで通常使います。歳計外現金につきましては、例えば何とか協議会という形で、実際、市の管理ではなくて違った形で、いわゆる市の予算として取らない金を歳計外現金ということで通常整理しますので、ここでいう歳計外現金というのは、いわゆる市の予算に通じた形で、公の収入として入る現金ということで考えればいいと思います。

以上でございます。

議長（市山 繁君） 町田正一議員。

議員（7番 町田 正一君） 申しわけない、さっぱりわからないんですが。

第3条に、基金に属する現金は、金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券にかえることができる。というふうになってるんですが、これと歳計現金とどう違うんですか。要するに、市の扱う現金は全部歳計現金だということになったら、別にこんなこと書かんでも、第3条で当分安全性というのは当然担保されとるわけですから、第5条の意味がよくわからないんですよ、わざわざ載しとる意味が。

議長（市山 繁君） 眞鍋総務部長。

総務部長（眞鍋 陽晃君） 町田議員の御質問でございますけれども、第3条の管理でございますけれども、現在、壱岐市では、会計管理者と市長が決済によりまして基金の運用を行っております。

有利な方法でということで、今、管理を行っているわけでございますけれども、管理運用方法については、現在23年度で地域福祉基金、これが4億7,292万4,000円あるわけでございますけれども、これにつきましては、市場公募債、長崎県市場公募債の購入をいたしまして運用をいたしておるわけでございますが、これは通常の金融機関の年利率で申しますと、大体0.04%から0.12%あるわけでございますけれども、市場公募債の場合には、これは10年債でございますけれども、年利率の1.02という利率でございますして、これにかえることによりまして、利息が大体通常この市場の場合と比較しますと、74万7,216円ほど増額になりまして、通常の市場の指定金融機関から借りる場合には27万5,476円でございますけれども、（「運用基金の歳計現金のこと」と呼ぶ者あり）一応管理については、そういう形で借りかえをしてやってるわけでございますけれども。あと、繰りかえの運用についてもやってるわけでございます。

以上で終わります。

議長（市山 繁君） 山下副市長。

副市長（山下 三郎君） まず、この3条の管理につきましては、要は基金として現金を管理する場合の管理の有価証券として管理する。あくまでも管理上の財産であってこれを使用する場合は市の財布に振りかえて、その財布の中から支出しなければいけないということで、第5条で管理については有価証券、その他の部分で管理すると、ただ、それを使うときはあくまでも一旦歳計現金に戻して、それから支出するということでの取り扱いになるうかと。

以上でございます。

議長（市山 繁君） 町田正一議員。

議員（7番 町田 正一君） 副市長、そしたら要するに基金を一般会計の形に繰り入れて、市が使うわけですね、ソフト事業に。そしたら、確実な繰り戻しの方法とか期間及び利率を定めてとかいうことが現実にできるんですか、会計上。

一般会計に繰り入れとるやつは、期間及び利率を定めて現金を使うなんかいうことは、基本的にはあり得ないことですね、予算措置として。

議長、統一見解について時間がかかるようであれば、後ほどでも構いませんから、会計上のことなんで。

議長（市山 繁君） 山下副市長。

副市長（山下 三郎君） 今の実務的なことにつきましては、ここにはっきりとした資料ございませんので、別途資料の報告ということで回答させていただきたいと思います。

議長（市山 繁君） 町田議員、そういうことでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それじゃ後からよろしゅうお願いします。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第89号の質疑を終わります。

次に、議案第90号壱岐市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑の通告がありますので、これを許します。14番、榊原伸議員。

議員（14番 榊原 伸君） 14番、榊原ですが、今回説明資料によりますと、副団長が本部副団長と副団長に分けられています、この制度はいつからこのようになったのか、その経緯と、それと本部副団長と副団長の職務の内容について説明していただければと思います。

議長（市山 繁君） 小川消防長。

消防長（小川 聖治君） 榊原議員にお答えいたします。

平成23年5月の第3期の編成がえから、本部副団長2名、各地区副団長3名ずつに分かれております。団長を実質的に補佐する必要があることから、本部に副団長2名を配置しています。団長に準ずる活動が多く、災害現場等においても地区の副団長を指揮し、団組織の統制を行っていただいております。

また、この本部副団長2名の方は、長崎県消防協会の評議員に選出されており、県協会役員会、さらには長崎県都市正副団長会議等にも出席していただいております。各地区副団長には、従前の各町の責任というんですか、従前の町の責任として3名ほど配置させていただいて、その地区の責任をとっていただくということで運営をいたしております。

以上です。

議長（市山 繁君） 榊原議員。

議員（14番 榊原 伸君） わかりましたけども、旧は4町ありますよね、旧4町あって副団長が3名ということは、どのような指導の仕方をされているのかお尋ねいたします。

議長（市山 繁君） 小川消防長。

消防長（小川 聖治君） 済みません、ちょっと説明が不足のようでしたけど、旧4町各地区に3名ずつということで、12名の副団長がいらっしゃいます。それと本部副団長が2名でございます。

以上です。

議長（市山 繁君） 以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。町田光浩議員。

議員（4番 町田 光浩君） 済みません。今の本部副団長、県の評議員もされているということでした。ただ、実際の消防団の活動の場合、地区単位での活動というのが、実際出勤する場合は基本になると思っております。そういったことも考えますと、本部の副団長さんが大変なものわかります。ただ、地区の副団長さんも総じて変わらぬほど大変ではないのかなと、個人的には感じております。

報酬上げられるのは非常によいと、個人的には私思ってるんですけども、年額でこれだけですから。ただ、そこで本部副団長と地区の副団長さんとの差をあえて設けたというのが、いま一つ私には理解できないところがございますので、その辺の経緯等、もう少し詳しくお話される部分があるのであったらお聞きしたいと思うんですが。

議長（市山 繁君） 小川消防長。

消防長（小川 聖治君） 町田議員の質疑にお答えいたします。

今度の第3期の編成がえにおきまして、今まで筆頭副団長等いらっしゃったわけでございますけども、団長さんが全体の指揮をもちろんとられるわけでございますけども、その中で地区地区にある単位を1名の方が郷ノ浦、石田を、火災現場等も含みまして災害現場等も一緒に出勤していただいて、その地区を管理していただく。もう1名の方を勝本石田地区というようなことで振り分けてその責務を割り振られております。その関係で、地区の副団長さんよりもちょっと仕事的には多くなっておりますので、今回改正できましたらと思っ提案させていただいておるところでございます。

以上です。

議長（市山 繁君） 町田光浩議員。

議員（4番 町田 光浩君） 最近は火災も昔と比べると随分減りましたので、現場での活動というのも、私も消防団に所属しておりますけれども、入団当初から比べると随分減ったかなと思っております。ただ、今の体制になって現場に行くと、結果的に現場指揮をとられてるのは地区

の副団長さん。しかも3名いらっしゃいますが、実質その筆頭、肩書はございませんけれども、実質筆頭というような方がいらっしゃいます。その方を中心に、現場の陣頭指揮をとられている。申しわけございませんが、本部の副団長さんお見えになったり、なられなかったりというのもあると思いますけれども、なられたとしても、実質は地区の副団長さんのほうが現場指揮をとられております。

やはり先ほど消防長も答弁の中で申されましたけれども、地区の責任を持っていただくための副団長であるというふうに言われました。そういった意味では非常に責任が重い立場にいらっしゃると思います。本部の副団長さんも確かに大変だと思いますが、実際いろんな会議や催し等出席されるのは、そこまで変わらないんじゃないかと思います。そういった意味では、ここで私、報酬を一律副団長さん上げるというのであれば、非常に理解できるんですが、これ差をつけてあえてというのがちょっと理解できなかつたもので、そういったところをお聞きしたわけでありませぬ。

もし、何か答弁がありましたらお願いします。

議長（市山 繁君） 小川消防長。

消防長（小川 聖治君） 御指摘を十分踏まえまして、第4期の結団式もありますので、そのときまた議員さんの意見を聞きまして、また団の幹部会等にも私も諮って、消防団合併後もう既に8年もたつわけでございますけれども、何とか一本化に向けて組織をあげてやっておりますので、今後の会議に委ねていただければと思っております。

以上です。

議長（市山 繁君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第90号の質疑を終わります。

次に、議案第91号八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約の変更について質疑を行います。質疑の通告がっておりますので、これを許します。14番、榊原伸議員。

議員（14番 榊原 伸君） 榊原ですが、提案理由の中に、本体据えつけを追加するとありますが、今までの工事ではこの本体工事はなかったのか、それと防波効果の早期発現という意味がちょっと理解できないんですが、その説明をお願いしたいと思います。

議長（市山 繁君） 後藤農林水産部長。

農林水産部長（後藤 満雄君） 榊原議員さんの御質問にお答えをいたします。

まず、これまで平成17年から防波堤を300メートルの計画で整備を進めてきたところでございます。ナンバーのゼロから200メートルまでは崩壊タイプ、要するにコンクリートの固まりで防波堤をつくってきたわけでございます。ナンバーの200から300までの100メート

ル間につきましては、水深が深いために、これを経費比較をいたしまして、ケーソンタイプが安いというふうになっておりますので、ケーソンで整備を進めてきておるところでございます。そのケーソンが今年度は全体で3億円の予算でありました。これでケーソン製作を2函として、それから据えつけをいたしますと、少し3億円の予算では不足いたします。

したがいまして、説明を申し上げましたとおり、とりあえず当初は製作のみということで、そして入札差金が生じますならば、その金をもって現地にケーソンを2函分を据えつけまして、そしてその防波効果の早期発現とは、据えつけをすれば、その分、1函が20メートルでありますので、40メートル延長が長くなり、そのために波を受けて港内の静穏度が保たれるというふうなことでございます。

以上でございます。

議長（市山 繁君） 早期発現の意味、ようございますか。榊原伸議員。

議員（14番 榊原 伸君） 今のは入札したときに差額が生じたという意味ですか。

議長（市山 繁君） 後藤農林水産部長。

農林水産部長（後藤 満雄君） 入札差金とは、入札を一度実施を行います。そして、その入札によりまして生じたその差金をもって据えつけに回し、据えつけをすることがここで早期発現と、要するに効果があらわれます。そのまま製作仮置きをしておりますと、現地に据えつけずに、それが安全に次の予算が確保できるまで、どっかに置かしておくような、そういう事態をとる場合もあるわけでございますが、その入札差金をもって、現地に正規のところに据えつけたということでございます。

以上です。

議長（市山 繁君） 榊原議員。

議員（14番 榊原 伸君） わからないんですけども、入札したときの差額があって、それを利用するちゅう意味で今お話されたんですかね。ということは、入札のときに差額がなかったらどうなるんですか。

議長（市山 繁君） 後藤農林水産部長。

農林水産部長（後藤 満雄君） 入札をした結果、差金が生じなければ、先ほど申し上げましたように当初の計画どおり、次のといたしますのは、平成25年なりの予算でもってそれを現地に据えつける、そういうことになろうかと思っておりますが。

議長（市山 繁君） 以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第91号の質疑を終わります。

日程第 9 . 議案第 9 2 号

議長（市山 繁君） 次に、日程第 9、議案第 9 2 号平成 2 4 年度吉崎市一般会計補正予算（第 7 号）についてを議題といたします。

本件につきましては、議長を除く全議員で構成する特別委員会を設置し、審査を行うようにしておりますので、質疑については委員会をお願いをいたします。

日程第 1 0 . 議案第 9 3 号～日程第 1 7 . 議案第 1 0 0 号

議長（市山 繁君） 次に、日程第 1 0、議案第 9 3 号平成 2 4 年度吉崎市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）から、日程第 1 7、議案第 1 0 0 号平成 2 4 年度吉崎市水道事業会計補正予算（第 1 号）までの 8 件を議題とし、これから質疑を行います。

初めに、議案第 9 3 号平成 2 4 年度吉崎市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑ありませんので、これで議案第 9 3 号の質疑を終わります。

次に、議案第 9 4 号平成 2 4 年度吉崎市簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について質疑を行います。質疑の通告がありますので、これを許します。1 4 番、榊原伸議員。

議員（1 4 番 榊原 伸君） 漏水の対策についてちょっとお尋ねいたしますが、各 3 町の漏水はどのくらい、漏水率と言っていいのか利用率と言っていいのかわかりませんが、どのくらいなのか、それから現在利用されておりますが、水道管で一番古いのはどこであるのか、それから水道管耐用年数、年度ごとに違うかもわかりませんが、何年くらいなのかお尋ねいたします。

議長（市山 繁君） 原田建設部長。

建設部長（原田憲一郎君） 1 4 番、榊原議員の御質問にお答えいたします。

平成 2 3 年度の年間実績給水量から算定しますと、郷ノ浦町が 2 地区の簡易水道で 4 8 %、勝本町が 2 地区の簡易水道で 4 5 %、芦辺町が 4 地区の簡易水道で 4 3 %、石田町が 1 地区の簡易水道で 3 2 %、吉崎市全体 9 地区の簡易水道で 4 2 %となっております。

対策としましては、日常の監視を強化していくことはもちろんのことですが、専門的な漏水調査を今年度から行っております。高い精度で漏水箇所が特定されておりますので、次年度以降も継続して取り組みたいと考えております。

現在でも 1 0 数年前に布設された給水管で、布設箇所が不明なものが存在しております。こういったところからの漏水が懸念されております。これらについても、可能な限り改修に努め、漏

水量の低減を図っていきたいと考えております。また、老朽化した管路等の施設の大規模な更新については、基幹改良などの国庫補助事業を活用し、計画的に改修工事を行っておりますので、今後も継続して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、埋設している水道管で一番古いのはどこか、何年かということでございますけども、簡易水道事業の創設事業認可書及び現在の管路台帳によりますと、郷ノ浦町では、志原・初山地区簡易水道の初山東触、県道渡良浦初瀬線の一部で37年前の昭和50年布設、勝本町では、湯本地区簡易水道の本宮仲触、市道銀台線の一部で42年前の昭和45年布設、芦辺町では、芦辺地区簡易水道の芦辺浦、芦辺庁舎付近の一部で34年前の昭和53年布設、石田町では、石田地区簡易水道の石田西触、万葉公園付近の一部で40年前の昭和47年布設となっております。

続きまして、水道管の耐用年数ということでございますけども、設計基準強度としての耐用年数は、一般的に40年から50年とされております。また、地方公営企業法施行規則によりますと、資産としての耐用年数は、水道用配水管は40年と規定されております。

以上でございます。

議長（市山 繁君） 榊原議員。

議員（14番 榊原 伸君） 数字を聞いてびっくりしておりますけども、多額の予算を必要としますので、今後は年次的に計画をされて進めていただきたいと思います。

終わります。

議長（市山 繁君） 以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。中田議員。

議員（19番 中田 恭一君） 済みません、今のと関連ですけども、今部長言われました48%、45%、これは漏水率ですか、それとも有収率ですか、どっちのほうになるとかな、有収率ち言いますよね、出たところから家庭に行ったところの差額がどっちがどっちですか、これよくわかりませんが。

議長（市山 繁君） 原田建設部長。

建設部長（原田憲一郎君） 漏水ということでございますので、漏水した状況でございます。

（「漏水の」と呼ぶ声あり）この中には、各家庭の末端給水管、そこから漏れたものも含まれております。

議長（市山 繁君） 中田議員。

議員（19番 中田 恭一君） 合併してすぐぐらいいったんですか、私も一度聞いたことがあるんですけど、有収率を。そのときは芦辺とか非常に高かったんですよね、有収率75%とか80何%やったんですね。この数字の出し方、多分正確には出せんと思います、多分大まかの計算しかしてないと思うんですよ。

当初、あそこの採石場のため池を購入するとかしないとかのときに私聞いたつもりなんですけども、有収率その当時はまだ60%とか70%の何%の有収率ですか、給水率ちゅうとかと言っておられたんですけども、今日聞いたら、これが漏水率ちゅうことは、逆算すれば52%の有収率ですよね、そうころころ変わるんですか、有収率とは。非常に差が大きいとですね。

計算の方法は、多分タンクからタンクちゅうのはおかしいですね、もとのタンクから出した分から家庭の皆さんが使った分を引いた分が、有収率になると思うんですけども、本当に、ころころ変わるんですね、有収率、給水率が。おかしいと思いますし。

それともう1点、古い今の水道の耐用年数40年と言われましたが、それは多分今の新しい技術のVPを使ったときの40年でしょうから、多分まだ昔の石綿管ちゅうんですか、ああいうのが入ったところがまだあると思うんですよ。それは40年もないはずなんです、多分。その辺も把握してあるのかどうか。

非常に、これ聞くと、半分は垂れ流しですもんね、簡易水道のとき、せっかく補助メニューもありますので、今のうちにどんどんやっとかんと。だから、あれですよ、向こうの人が来て壱岐はこんなに平地なのにたくさん湧き水がありますねちゅうのは、多分、半分は水道が流れよるけんじゃないやろうかと僕も心配をしておりますので、半分も捨てよるちゅうのは非常におかしいと思うんです。その辺、今後の対策なんかお聞きをしたいと。

議長（市山 繁君） 原田建設部長。

建設部長（原田憲一郎君） 中田議員の御質問ですけれども、「有収率」とは、有収水量を給水量で除したものを有収率というわけでございます。先ほど、国分の採石場跡地の購入の際の60%という有収率でございますけれども、有収率では、23年度の方でございますけれども、簡易水道で言いますと、57%でございます。

それから、石綿管の件ですけれども、石綿管はもう全部回収して塩ビ管にかわっておると聞いております。それで今後、その漏水の対策についてですけれども、末端の管路、例えば墓地とか日ごろ行かれないところ、そういうところも給水管がございまして。こういったところについても、市民の皆様方に御協力を得ながら、パトロールといいますか、そういう巡視もお願いしたいと思っておりますけれども、先ほど言いましたけれども、専門業者を今年度から入れてやっておりますけれども、高い精度で漏水箇所が限定されています。そういったところの専門業者を活用しながら、そしてまた、監視番もございまして、そういった監視も強化しながら今後取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（市山 繁君） ようございますか。ほかにございませんか。豊坂議員。

議員（11番 豊坂 敏文君） 今、建設部長の答弁の中に、家庭内のメーター器から家庭内、

料金に充てる分の漏水も入っているという回答がありましたが、メーター器から家庭内は全部漏水しても、これは有収に入っている、料金になっているわけですから、これを漏水に入れるというのは、答弁がおかしいと思います。

確認をしておきます。そういう漏水の水は料金になっているわけですから、家庭内の分についてはメーター器で料金になっているはずですが、そういう場合の漏水は引いているわけですか、料金から。

議長（市山 繁君） 原田建設部長。

建設部長（原田憲一郎君） 今の御質問ですけれども、漏水減額という形でメーター器から入ったところ、それについては、2分の1については原因者負担、2分の1については市の負担ということで、一応有効の数値としておるわけでございます。それで、先ほど榊原議員さんの御質問の中で、漏水率という話の中では、宅内漏水についても含ませていただいております。

議長（市山 繁君） 豊坂議員。

議員（11番 豊坂 敏文君） それじゃあ、平成23年度の実績を、ちょっと。何軒か軒数と両方。

議長（市山 繁君） 原田建設部長。

建設部長（原田憲一郎君） 金額の実績についてですか。

議長（市山 繁君） 豊坂議員。

議員（11番 豊坂 敏文君） 軒数と、漏水を割り引きした軒数と量ぐらいでいいですよ。どれぐらいあるかです。例えば料金を2分の1にしたとか、個人の責任とか、いろいろ言ってますが、全体的に23年度で。これは今の軒数がわからなければ24年度でもいいわけで、現行で大体どれぐらいの軒数が出ているか。

議長（市山 繁君） 原田建設部長。

建設部長（原田憲一郎君） 軒数は現在の資料を持っておりませんが、漏水量が大体7,000立米ぐらいと聞いております。

議長（市山 繁君） ようございますか。（「はい、あとは軒数を後で」と呼ぶ者あり）はい、軒数は後で、それじゃあ。

ほかにございませんか。音嶋議員。

議員（3番 音嶋 正吾君） 1点だけ、今の件に関してお尋ねをいたします。要するに、中原建設部長が在籍してある折に、平成26年度をもって、簡水と上水道を統合するような計画を、予定を見解を示されたと思うわけです。

ですから、今、漏水がそれだけ多いということは、一人一人のいわゆる利用者に対してコストアップにつながっておるということになるわけでしょう。平等にすれば、それだけ漏水しているわ

けですから、経費がかかるわけですから。あげるためにポンプの経費とかかかるわけです。

それで、早急に、こういうことは優先される政策課題であると考えますので、政策評価のほうを高めていただいて、よろしく整備を早目にするようお願いをいたしておきます。気持ちがあれば答弁ください。やる気があれば答弁ください。

議長（市山 繁君） 原田建設部長。

建設部長（原田憲一郎君） 音嶋議員のおっしゃっているように、今後漏水対策に政策評価をあげて取り組んでまいります。

議長（市山 繁君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第 9 4 号の質疑を終わります。

次に、議案第 9 5 号平成 2 4 年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第 9 5 号の質疑を終わります。

次に、議案第 9 6 号平成 2 4 年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第 1 号）について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第 9 6 号の質疑を終わります。

次に、議案第 9 7 号平成 2 4 年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第 2 号）について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第 9 7 号の質疑を終わります。

次に、議案第 9 8 号平成 2 4 年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第 2 号）について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第 9 8 号の質疑を終わります。

次に、議案第 9 9 号平成 2 4 年度壱岐市病院事業会計補正予算（第 1 号）について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第 9 9 号の質疑を終わります。

次に、議案第 1 0 0 号平成 2 4 年度壱岐市水道事業会計補正予算（第 1 号）について質疑を行います。質疑の通告がありますので、これを許します。1 4 番、榊原伸議員。

議員（14番 榊原 伸君） 先ほどの94号と同じですが、漏水の割合とその対策、それから、埋設している水道管で一番古いのはどこか、何年前か。水道管の耐用年数は、ようございませぬ。2点お願いします。

議長（市山 繁君） 原田建設部長。

建設部長（原田憲一郎君） 14番、榊原議員の御質問にお答えします。

平成23年度の実績年間給水量から算定しますと、上水道は34%となっております。対策としましては、先ほど簡易水道の部門で申し上げましたとおりでございます。

続きまして、埋設している水道管で一番古いのは何年前でどこか、ということでございます。水道事業の創設事業認可書及び現在の管理台帳によりますと、郷ノ浦町片原のかたばる病院から坪触赤道バス停付近、県道渡良浦初瀬線の一部で43年前の昭和44年の布設となっております。

議長（市山 繁君） 以上で、通告による質疑を終わります。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第100号の質疑を終わります。

以上で、議案に対する質疑を終わります。

これより委員会付託を行います。議案第88号長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約についてから、議案第91号八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約の変更についてまで、議案第93号平成24年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）から、議案第100号平成24年度壱岐市水道事業会計補正予算（第1号）までの12件を手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託します。

お諮りいたします。議案第92号平成24年度壱岐市一般会計補正予算（第7号）については、議長を除く19人で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにいたしたいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 御異議なしと認めます。よって、議案第92号については、議長を除く19人で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長を除く19名を指名したいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。よって、議長を除く19名を予算特別委員会に選任することに決定いたしました。

正副委員長互選のため、そのまましばらく休憩をお願いします。

午前10時56分休憩

.....
午前10時57分再開

議長（市山 繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

予算特別委員会の正副委員長が決定しましたので、御報告をいたします。

予算特別委員会委員長に6番、深見義輝議員、副委員長に18番、牧永護議員に決定しましたので御報告をいたします。

. .

日程第18 . 陳情第4号

議長（市山 繁君） 次に、日程第18、陳情第4号義務教育費国庫負担制度の賢持に関する陳情についてを議題とします。

ただいま、上程いたしました陳情第4号については、お手元に配付の陳情文書表のとおり、総務文教委員会に付託します。

. .

議長（市山 繁君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、明日12月12日水曜日午前10時から開きます。

本日はこれで散会をいたします。皆さん、お疲れさんでした。

午前10時58分散会